

議員提出議案第2号

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成31年3月11日

川崎市議会議長 松原成文様

提出者	川崎市議会議員	市古映美
	〃	勝又光江
	〃	宗田裕之
	〃	石田和子
	〃	斉藤隆司
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	大庭裕子
	〃	渡辺学
	〃	片柳進

## 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例

川崎市介護保険条例（平成12年川崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「平成30年度から平成32年度まで」を「平成31年度及び平成32年度」に改め、同項第1号及び第2号中「34, 950円」を「33, 244円」に改め、同項第3号中「45, 435円」を「43, 217円」に改め、同項第4号中「52, 425円」を「49, 866円」に改め、同項第5号中「62, 910円」を「59, 839円」に改め、同項第6号中「69, 900円」を「66, 487円」に改め、同項第7号中「80, 385円」を「76, 460円」に改め、同項第8号中「87, 375円」を「83, 109円」に改め、同項第9号中「104, 850円」を「99, 731円」に改め、同項第10号中「111, 840円」を「106, 380円」に改め、同項第11号中「118, 830円」を「113, 028円」に改め、同項第12号中「132, 810円」を「126, 326円」に改め、同項第13号中「146, 790円」を「139, 623円」に改め、同項第14号中「160, 770円」を「152, 921円」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度まで」を「平成31年度及び平成32年度」に、「31, 455円」を「29, 920円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

2 改正後の条例の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

## 提 案 理 由

平成31年度及び平成32年度の保険料率を改めるため、この条例を制定するものである。